

# 子ども・子育て会議（第5回） 議事次第

日 時 平成25年 7月26日（金）9:30～12:00

場 所 中央合同庁舎第4号館11階第1特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) 基本指針について
- (2) 保育の必要性の認定について
- (3) 確認制度について
- (4) その他

## 3. 閉 会

### [配付資料]

資料1-1	子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）
資料1-2	基本指針の主な記載事項（計画作成指針関係）
資料1-3	調査票のイメージ
資料2	保育の必要性の認定について
資料3	確認制度について
資料4	地方版子ども・子育て会議の設置状況について
参考資料	委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、第5回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、本日、阪本和道内閣府審議官に御出席いただきありがとうございますので、御紹介いたします。お願いいたします。

○阪本内閣府審議官 6月28日付で内閣府審議官に異動しました阪本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、4月の子ども・子育て会議発足以来、子どもの最善の利益を実現することを目指し、精力的に御議論いただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。本日も活発な御議論をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○長田参事官 それでは、カメラの方は御退室をいただいでよろしいでしょうか。お願いいたします。

(カメラ退室)

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 本日の委員の御出欠の状況でございますが、奥山千鶴子委員、尾崎正直委員、佐藤秀樹委員、古渡一秀委員におかれましては、所用により御欠席の御連絡をいただいておりますが、それぞれ代理といたしまして、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事の松田妙子様、高知県地域福祉部長の井奥和男様、全国保育協議会副会長の小島伸也様、NPO法人全国認定こども園協会理事の中山昌樹様に、それぞれ御出席をいただいております。

また、吉田大樹委員におかれましては、若干遅れて見えられるということで御連絡をいただいております。

以上でございます。定足数でございます過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、資料につきまして議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は前回に引き続きまして基本指針について、80～90分めどで御説明と議論をお願いしたいと思います。

続いて、保育の必要性の認定及び確認制度について、一括して60～70分程度のめどで御説明、議論をお願いしたいと思います。

それでは、基本指針につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思いますけれども、この基本指針につきましては当初よりお願いしてございますが、自治体での計画策定作業を本格化していただくということで、この基本指針につきましては本日の会議での取りまとめをぜひお願いしたいと考えてございます。委員の皆様方の御協力のもと、何とかまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○長田参事官 資料1-1、資料1-2を横に置いていただきながら説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

これまで、資料1-2の基本指針の骨子をベースに御議論をいただいておりますが、今回、基本指針の案文そのものを中心に御確認いただければと存じます。

資料1-1、表紙の目次の部分でございますけれども「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」に始まりまして6つの柱、これは法律の条文に即した柱となっておりますが、第三の「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」、いわゆる計画作成指針を中心とした構成になっております。

本日の説明の中では、この基本指針案のうちの全体的なポイント、また、前回会議資料のたたき台からの修正点を中心に御説明を申し上げたいと存じます。修正点の主な点につきましては、赤字で記載をさせていただいておりますが、いわゆる「てにをは」レベルの字句修正につきましては、逐一赤字では表示していませんけれども、その点につきましてはあらかじめ御了承いただければと思います。

2ページ「子ども・子育て支援の意義に関する事項」という部分が出てまいります。3ページの上のあたりですけれども、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す」という基本的な考え方、5行目あたりのところですが、「障害、疾病等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めて、全ての子ども・子育て家庭を対象とする」といったような基本的な考え方を明記しております。

4ページ「子どもの育ちに関する理念」という部分につきましては、乳児期からの子どもの発達像を示しながら、5ページの最後のあたりでありますけれども、「乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。」という旨を記載しております。

6ページ「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」の部分につきましては、保護者の第一義的責任といった基本的認識を明確にした上で、中ほどのあたりですけれども、子ども・子育て支援とは、保護者に寄り添う支援をすることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることによってよりよい親子関係の形成、ひいては子どものより良い育ちを実現することにつながる。そういった文脈から子育て支援というものは行われるべきだということを書かせていただいております。

8ページ「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」というところで若干赤字の部分がございまして。修正点は2点ございまして、まず事業主における取り組みの中の長時間労働の是正。この部分については、子育て期の労働者への配慮のみならず、職場全体が長時間労働というものを是正していくことが必要だという、御意見を踏まえましての修正でございます。

また、育休、短時間勤務を取得しやすい環境づくりについて、「3年の」という御意見をいただきましたが、それも含めまして労働者本人の希望に応じて取得できることの重要

性という観点からの修正を加えさせていただいております。

9ページ「第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項」でございます。このあたりは資料1-2の骨子を見ていただきたいと思っております。2ページあたりからですけれども、基本的な考え方といたしまして、繰り返し質の高いものを目指していくということの御指摘をいただいております。

その御指摘を踏まえ、資料1-1、9ページの最後のあたりですが、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するといったようなことを記載させていただいております。

10ページ、下に赤字を付している部分がございますけれども、これは障害児、社会的養護が必要な子どもなど、支援が必要な子どもへの必要な配慮ということを書いた部分ですが、そういったケースの1つとして、さまざまな家庭事情から夜間の保育を必要とせざるを得ない、そういったようなケースについても触れておく必要があるのではないか、とそういった御意見をいただいたことを踏まえまして、記載を加えてございます。

10ページの下のところ「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働」でございます。資料1-2の4ページ、ここの中で関係者間の連携として、従前より保幼小連携あるいは放課後児童クラブと保育所との連携ですとか、地域型保育事業者と教育・保育施設の連携などに触れていたわけでございますが、妊娠・出産期からの連携ということの重要性という御指摘をいただいております。

その御指摘を踏まえ、本文で言いますと12ページの下7～8行目あたりでしょうか。妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うということを追記させていただいております。

13ページ、ここからがいわゆる計画作成指針に当たる部分ですけれども、まずもって一の基本的事項の中では、法の「基本理念」、また、先ほど御説明をさせていただきました第一記載の「子ども・子育て支援の意義」に関する事項を踏まえて、計画を作成すべきことを触れております。

14ページ、少し赤字の部分がございます。「市町村は四半期ごと等の都道府県が定める一定期間ごとに」というふうにしておりますが、これにつきましては前回の会議で基本的に都道府県と市町村の協議、調整の期間というのは、都道府県の判断に委ねていただきたいという御意見がございました。それを踏まえまして、最終的には都道府県が御判断いただく。ただ、一応、目安の例示としては四半期という記載を維持させていただいております。

15ページ「(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握」という部分でございますが、いわゆる量の見込みをどう立てるかということにつきましては、現時点の足元の利用の状況を把握するとともに、利用希望把握調査といったものを通じて量の見込みを推計していただくということでございます。

文章でいうと18ページ、資料1-2の骨子で見ますと5ページで思い起こしていただければと思いますが、量の見込みの設定に当たりまして、法律上の認定区分としては0～2

歳、3～5歳という区分で考えていただくというのがベースであるわけですが、特に0～2歳につきましては1歳から保育を利用できる環境の重要性という点も後ほど触れられており、そういった政策的な観点ですとか、0歳と1～2歳児の保育士の配置基準に大きな差がある。そういった観点から0と1～2については基本的には区分をしたほうがいいのではないかといった御意見が主であったことを踏まえまして、0歳、1～2歳、3～5歳という形で量の見込みの区分をしていただいております。整理をさせていただいた部分でございます。

本文はたくさん直っているのですが、これは方針を変えたということではございません。(1)は教育を必要とする3歳以上のお子さん、(2)は保育を必要とする3歳以上のお子さんということでございますので、0～2歳のお子さんは含まれないのに、ここに全体を通じて0と1～2、3～5で区分をするというような、文章上はそういう表現になっておったものですから、これは単純に私どもの原案の書きぶりのミスでございましたので、そこを修正させていただいております。

19ページ、供給の達成時期でございます。「待機児童解消加速化プラン」において29年度末までの解消目標というものが掲げられておりますので、その点を基本指針の中でも触れさせていただいたということでございます。

20ページ、障害児の利用への配慮。できる限り障害児についても基本的な施策の中で対応していくべきである。ただ、そうは言ってもどうしても専門的な別体系の中での支援というものは必要となる部分があるわけですが、その場合であっても、できる限りその利用に関して障害者への負担がかからないような配慮を記載すべきという御意見をいただきました。そういった御意見を踏まえまして、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても、基本的な情報等の提供を行うことの必要性を追記させていただいております。

24ページ、育児休業を制度的には1歳までとれる仕組みであるにも関わらず、なかなか年度途中での保育所入所がかなわないことから、育児休業を切り上げて保育所入所を希望するケースがある。そういったことを踏まえて、できる限り1歳到達時から保育施設等が利用できるということの環境を整えることの重要性を明記いたしております。

都道府県が行う施策との連携という部分では、児童虐待防止対策の充実の関係でございますとか、ひとり親家庭の自立支援の施策あるいは障害施策の充実等々について記載をさせていただいております。

27ページ、ワーク・ライフ・バランスに関わる施策との連携に関する事項を触れております。

28ページ以下が、今度は都道府県の計画の作成に関する基本的事項でございます。都道府県計画につきましては基本的には市町村計画の積み上げをベースに、広域的な観点から必要な調整を行っていただくということですが、29ページを見ていただきますと、ここから上から5～6行目あたりのところに「原則として」という赤字が入っております。この

趣旨なのでございますけれども、先ほど市町村計画における量の見込みについて0歳と1～2歳と3～5歳に分けるといふことでの方針をお示しさせていただいたところですが、ここにつきまして前回、尾崎委員から都道府県についての一定の裁量を、というお話がございました。

市町村については具体的な事業の整備をする主体であるということから、ある程度きめ細かにという要請が高いと考えておりますけれども、都道府県の場合の計画というのは、この市町村計画の積み上げというものが需給調整の根拠になるといった性格がございますものですから、どちらかといいますと市町村に比べ、0、1～2歳を分ける必要性の程度というのは相対的に低いのではないかと。むしろ弾力的に扱えるといふことの要請も場合によってはあり得るのではないかと。そういったことから「原則として」といふことで、都道府県の御判断によって0と1～2歳を分けないといふこともあり得るといふことで、整理をいたしたところでございます。

31ページ、子ども・子育て会議でも議論を尽くしていただいた部分だと考えておりますけれども、いわゆる都道府県認可、認定に係る需給調整に関わる論点でございます。指針の文章的なところでは非常に読み取りにくいので、こちらについては骨子でふりかえらせていただきたいと思っておりますが、資料1-2の17ページでございます。

まず1つは計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合。すなわち需給均衡計画として、例えば認可保育所を何年後かに整備をするという計画で、そこで需給バランスがとれる。そこに当初計画の予定になかった事業者が、例えば小規模保育の事業者などが手を挙げてきた場合、そういったことに既に着手をしている事業者への配慮という観点と、一方で一刻も早く保育を利用したいという利用者への配慮と、その観点をどう兼ね合いを図っていくかという部分ですけれども、この骨子の17ページの箱囲いにご覧のように、まずはこういったケースについては需給調整の対象とできるような仕組みとした上で、実際に認定を受けたお子さんの数が計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましいという考え方を示して、両方の要請に配慮し、最終的には自治体に御判断をいただくという整理とさせていただいております。そのあたりを文章上、表現をしたら33～34ページあたりの記述になるということでございます。

次に、認定こども園の移行に係る需給調整ということで、幼稚園が認定こども園に移行する場合、保育所が認定こども園に移行する場合、これは双方向、両方ですけれども、もう既に地域の供給が満たされているという場合に、この需給調整の仕組みを発動したならば、そういった地域の幼稚園、保育所は一切認定こども園になれないということになる。それは必ずしも合理的ではないだろう。そういったことから、相当ここにつきましては御議論をいただきましたけれども、資料1-2の18ページ、19ページ、それぞれ同じことを書いていますが、量の見込みに都道府県計画で定める数というものを加えた数に達するまでは認可しなければならないということといたしまして、基本的には認定こども園になり

たいという施設の意向というものを優先的に考えて、この都道府県計画で定める数を設定していただいているかどうかということでございます。

また、その際にはまずその意向をベースにしながら、認定こども園、幼稚園、保育所の現在の足元の利用状況などを十分踏まえて設定するというのと、地方版子ども・子育て会議などの議論を通じて、その数の設定について透明性を確保していくということではどうかということでございます。

本文におきましては35～36ページあたりですけれども、赤字で記載をしておりますのは、地方版子ども・子育て会議で透明性を図る議論ということについて、骨子では既に前回書いておったのですが、文章上、表現されていませんでしたので、それを追記させていただいたということでございます。

38ページ、都道府県計画における非常に重要な役割の1つとして、人材の確保という点がございまして。そこにつきまして前回の御議論の中で、もちろん都道府県にはしっかりやっていたわけですが、まずその前段階として、国としての人材確保の役割についても明記をしてほしいという御意見がございましたことを踏まえまして、国としてはこういったことをやる。それを受けて都道府県ではこういったことをやっていただきたいということを書き分けしたということで、そういった点での修正でございます。

43ページ、下半分あたりの「(四) 障害児施策の充実等」の中で、これも障害児入所施設についての今後の方向性を書き込めないかというような御意見をいただきました。既に社会的養護関係で児童養護施設等についての小規模ケア化ということがほかのところで書かれておりますが、障害児の施設についても小規模化の必要性等についての記載を加えさせていただいたということでございます。

47ページ「3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」という部分がございます。これはもともと50ページ「二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項」ということで、ここで地方版子ども・子育て会議を活用して、しっかりといわゆる計画の点検・評価を書いていたわけですが、これにつきまして地方版子ども・子育て会議を置いていないところはどうかというごもっともな御指摘がございました。これはあくまで計画の点検評価というのは全体を通じて必要なことでして、それを地方版子ども・子育て会議を活用していただくのがいいのではないかと。そういう構成でございましたので、お戻りいただきまして47ページですけれども、まずは市町村、都道府県がこの計画に基づく点検評価、さらには公表するというのを今回、新たに加えさせていただきましたが、そういうことを記載いたしまして、さらに後ろのところでも地方版子ども・子育て会議でそれをやるのが望まれているのだというような2段階の整理をさせていただいております。

最後ですが、48ページ、「東日本大震災による被害が甚大であった地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の作成等の取り扱い」ということですが、震災により甚大な被害を受けた市町村であって、将来の見通しを立てることが極めて困難なところ。例え

ば原発事故による避難地域ですとか、津波被害によって集団移転をして将来の構想がなかなか定まっていない、そういった地域においてはニーズをしっかりと把握していただく必要があろうかと思っておりますけれども、供給計画という部分では、いつ、どこにということがなかなか見通しを立てづらい。あるいは本当に住民の方が完全に避難をされているような地域では、むしろその受け入れ先の自治体での対応をお願いせざるを得ない。そういった特殊な事情がございますので、その計画策定上の弾力的な扱いが必要だろうということで、被災3県ともいろいろ御相談させていただきながら、このような整理とさせていただいてはどうかということでございます。

ただ、当然各自自治体によって置かれた状況はさまざまですので、基本指針で示すものとしてはこのレベルとして、最後は各自自治体と詳細な御相談をしていく必要があるのかなと思っております。

基本指針の説明としては以上でございます。調査票の関係で資料1-3をご覧くださいと思います。例によりまして前回からの修正箇所を赤字で記載しておりますけれども、文章の設問の修正につきましては御確認をいただければと思いますので、説明は省略させていただきます。

1 ページ、まずアンケートに答えていただくための共通の文章、ひな形というものをきちんと示すべきという御意見をいただきました。それを示したものでございます。

その中で特にですが、2 段落目で「なお、ここで回答いただいた内容」云々というものがございます。これは前回の御指摘をいただいた御意見の中で、何かこれが具体的な利用希望に直結するのであれば、広めに念のため必要だというふうに答えてしまうことにもつながりかねないのではないか、という御意見をいただきましたので、これはあくまでおおよそのニーズを把握するものであって、将来の利用希望を拘束するものではないのだ、ということを入念的に記載させていただいております。

2 ページの上の箱ですけれども、なかなか文章だけでは見にくいようなこともあるので、少しイメージ図的なものをつけてはどうかという御意見もいただきましたので、そういった点を加えさせていただいたということでございます。

説明としましては以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして御意見など頂戴できればと思います。全員まず先に挙手して、大体の人数を。ありがとうございます。

それでは、小室委員からお願いいたします。

○小室委員 ありがとうございます。おはようございます。

資料1-1の27ページで、下から9行目。同じようなことで言うと45ページの下から11行目なのですが、ここに仕事と生活の調和に関して、都道府県や地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体などというふうに、関わる団体を書いているのですが、ここに経済団体の関わりも大きいのかなと思っておりますので、やは

りそこが関わらないと大卒での働き方の見直しということの促進がされないのかなと思うので、経済団体の役割についても入れてはどうかと思います。

また、子育て支援活動を行う民間団体など書いているのですが、この段落の太文字になっているタイトルのところを見ると、子育て支援だけではなくて、働き方の見直しについての段落ですので、働き方の見直しや子育て支援活動を行う民間団体などというふうに入れたほうがよいのではないかと思います。

それとも関連して、27ページの一番下のところにも、これでも間違いではないのですが、仕事と生活の調和及び子ども・子育て支援に取り組む企業の好事例の情報収集と書いていますけれども、どうしても仕事と生活の調和企業の好事例という、制度を立派につくった企業の表彰のイメージになってしまうので、働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業というふうにしたほうが、より今までの制度をつくることで満足してしまっているフェーズから、本当に労働時間に見直しを入れるというフェーズに促進ができるのではないかと思います。

45ページも同じ形で経済団体の役割ということと、仕事と生活の調和というものの中にも含まれているとは思いますが、その中でも働き方の見直しに関するものなのだとこのところが、27ページと同じようにしっかりと明記されたほうが、今回、働き方の見直しというのを本人だけではなくて、職場全体に対して進めることが子ども・子育てを支援することになるということ、一貫して伝えられるのではないかと思います。

同じですけれども、49ページ下から2つ目の段落のところ、ここにも仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業というふうに書いていますが、ここも一歩踏み込んで、やはりこれではわかりにくいので、働き方の見直しや子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業というふうに記入をされたほうがいいのではないかと思います。

あとは意見ではなくて、資料1-3調査票のイメージのところ、図を入れたのが非常にわかりやすく、左側の調査票の赤い文字で書いていただいている、回答に当たってお読みくださいという文章のところもかなり平易な文章に、案のときよりもわかりやすくなっていて非常にいいなと感じました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。今のような方向で調整いたします。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

本日、会長より、計画作成の段階に基礎自治体あるいは都道府県が移行する中、本日にこの基本指針については取りまとめたいと言っていたことを、現場の自治体の立場としてありがたく思います。

今の時期にこのような指針が示されることによって、自治体での関係者の議論がより一層よりどころを持ちつつ、活発化していくことになり、計画を現場で作成していくときに

も大いにタイムリーな取りまとめになると思います。

その上で幾つか私としてまず評価させていただきたいという点について申し上げます。

まず、最初の「子ども・子育て支援の意義」に関する事項でございますが、資料1-1、3ページの上の段、御紹介いただいた部分の後のところに「全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある」と書いていただいています。

まさに「子どもの最善の利益」、そして、「全ての子どもを対象とする」、その上で「身近な地域」において法に基づく給付その他の支援とあること。これは、やはり「地域」において、国及び都道府県が市町村と一体となって進めていくということが明確に位置づけられておりますので、このことを国民、市民の皆様にご理解いただく上で、この記述は極めて重要だと思います。

その上で、6ページの上の最後の部分ですが「一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である」とあります。「自己肯定感」という言葉は必ずしも一般的に流布されていないかもしれませんが、やはり一人一人が基本的人権を尊重されて、かけがえのない存在であることを目指すことが書かれている点は、ひょっとしたら感想に違いがある方もいらっしゃるかもしれませんが、まず重要だと思います。

その上で第二の二に「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働」と、「協働」という言葉を採用していただきました。市町村、都道府県においてはいろいろな担い手がそれぞれの役割と能力を生かしながら、パートナーとして対等に協働していくことがいろいろな政策分野で推進されておりますので、子ども・子育ての分野においてもこのことが明記されたことは、非常に重要だと思います。

47ページの上の2行に、「この計画の期間は5年を1期として作成することとする」とあります。これまでも期間についてはいろいろ御議論があったかと思いますが、変動が激しいこの時代の中で責任を持って計画を立てていく上では、3年では短いかもしれませんが、10年では長いかもしれませんので、1つの目安として5年を定めていただくというのは基本的に支持したいと思います。

その上で続きます「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」に記述がございまして、これについて市町村及び都道府県がこの中身についてしっかりと公表していくと書かれております。先ほど御説明では、全ての自治体が地方版子ども・子育て会議を設置しない。努力義務になっていることから、市町村及び都道府県にこのような責務をまず置くことは、国民、市民の視点から大変重要なポイントだと思います。三鷹市の場合には次世代育成支援推進協議会を子ども・子育て会議に移行する段取りになっておりますし、調べましたら東京都の自治体でも、多くは子ども・子育て会議を設置するという機運

が高まり、条例制定なども今年度中に行われるようでございますが、しかし、それでも全てに設置されないかもしれませんので、この記述は大きいと思います。

先ほど小室委員が発言されたことと関連して、問題提起を1つだけさせていただければと思います。それは子ども・子育て支援法の附則第2条に規定されております、次世代育成支援法の延長の検討に関連しての問題提起です。基本的には子ども・子育て支援法でカバーしていると思っているのですけれども、次世代法で規定している事業者に対する行動計画への対応が未定であると思います。自治体としては本日の計画作成指針関係でおおむね網羅されており、問題はないと思っておりますが、いわゆる自治体は国とともに特定事業主行動計画をこれまでの法律では定めることとされておりました。しかしながら時限立法でございますので、今後、事業主の策定義務がなくなるのか、これまでの積み上げを尊重したいと思っておりますので、このあたりについては基本指針に盛り込まれたワーク・ライフ・バランスの考え方を実践に結びつけるという意味で、各事業主の行動計画は有効なものだと思います。

新制度の移行にはこれからの試行までの準備、それから、最初の5年というのが非常に重要だと思ひまして、小室委員はさらに詳細な修文を提案されたのですけれども、私としては修文の提案ではなく、考え方として特定事業主及び一般事業主の行動計画の扱いについてどのようになるのかということは、少し気になりました。

最後に、私といたしましては本日この資料1-3アンケート調査票のイメージの中で「回答するに当たってお読みください」を本当にわかりやすくまとめていただいたのは、感謝申し上げます。最後の●で「保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです」。それ以下の文章も非常に重要でございますが、こういう問題意識を持ってアンケートを作成していますし、答えてくださいというのは、私の考え方とも重なる思いでございます重要だと思います。

なお、回答に当たりましては母親だけではなくて父親が回答できるように、幾つかの項目では回答欄を分けています。これも極めて重要だと思います。

随所に障害のある子どもたちに対しての、私たちの取り組みが推進できるような配慮があることも重要で、私たちは障害がある子もない子も、地域とともに基本的人権が尊重されて、生かされるということを願っておりますので、それがこの基本指針に盛り込まれていることを心強く思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

今、清原委員がおっしゃったことに関連するのですけれども、今回の資料1-1指針の9ページで「子ども・子育て支援制度」とこれから呼んでいくのだということが、この指

針の中ではそう呼ぶというふうに書いてあるので、できたら資料1-3調査票の1ページにある「回答するに当たってお読みください」というところも新制度ではなく、制度というふうに統一したほうがいいのではないかと思います。恐らくこれからいろいろ使われていくときには、子ども・子育て支援制度という言い方が使われていくのだろうと思いますので、新制度ではなく、制度にしたほうがいいかなと。それだけです。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、お願いします。

○尾身委員 ありがとうございます。

私は資料1-3調査票のイメージに関してのコメントをさせていただければと思います。

今回、私自身もこのアンケートに自分が答える立場で回答してみて、このタイミングで気がついたというのは、もう少し早く気がつければよかったのですが、一番最後の22ページをおめくりいただけますでしょうか。「設問30-7で『2.短時間勤務制度を利用しなかった』と回答した方にうかがいます」という項目がございます。こちらの中で「短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。当てはまる理由をすべてに○をつけてください」というところの選択肢の中に、あたかも短時間制度を利用せずにフルタイムで勤務することが悪のような捉え方をされるのではないかと。つまり、ここの選択肢を見るとポジティブな理由でフルタイムを選択したというのを選べる項目が1~9の中に見当たらないのです。やむを得ずとれなかった。仕事が忙しくてとれなかった。経済的に苦しいからとれなかったというような選択肢ばかり並んでいるようなイメージを、私自身が○をつけようとして受けました。

ですから、御自分の考え方として母親も父親も解答欄があるのですが、自分の意思でフルタイムを選択した。ポジティブな理由でフルタイムを選んだということが選べない選択肢になっているのではないかと思います。これだけ見ると選ばなかった人があたかもネガティブに捉えてしまうのではないかと。指針の中にも希望に応じて短時間制度を選択できるような環境づくりという文言もございますし、あくまでも個人の選択であれば、ポジティブな選択肢もぜひ入れていただきたいと感じましたので、その点、指摘させていただきます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。そのように直したいと思います。

井奥委員、お願いします。

○井奥代理人 ありがとうございます。

知事会としましては、従来からそれぞれの地方公共団体が地域地域の実情に柔軟に対応できる弾力的な制度設計が必要であると申し上げてまいりましたけれども、そうした面から柔軟な対応をしていただき、課題もおおむね整理されてきておることから、一定評価をしたいと思っております。この間の委員の皆様初め、関係省庁の皆様の多大な御尽力に感謝しております。

本県で8月早々から地方版の子ども・子育て会議が県を皮切りにスタートいたします。今後は我々行政側の支援事業計画の策定など、具体的な準備作業に遅れが生じることをのないう、修文・決定のうへは速やかに周知徹底を図っていただくことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせまして、新制度のサービスは量と質の確保の面で、やはり最後は財源の確保が大変重要になってまいります。介護保険などでは保険料の動向によって需給調整が働くという形もあつたのですが、こちらのシステムはそういうことになっておりませんので、来年9月に向けて市町村が行います事業量調査、ニーズ調査を踏まえた上で計画を積み上げたときに、最終的に財源が足りないということになると、この制度自体に対する期待も非常に大きいものがあると思ひますので、引き続き大変と思ひますが、制度設計とあわせて財源の確保の面で格段の御配慮をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

資料1-1は大変丁寧な文章で書かれていて、読みやすく、心がこもっているなという思ひが伝わってまいります。特に6ページの「三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」のところで「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」ということ、「家庭は教育の原点であり」というような文言と、「子育てとは本来、子供に限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである」。また、それは育児を肩代わりするのではなく、「子育てに対する負担や不安、孤独感、孤立感を和らげる」というようなことを含めて支援を進め、そして「保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える」というような文章も入っています。

先ほど、清原委員がその前の段階の子どもの自己肯定感という言葉を取り上げられましたけれども、親も子も自己肯定感を持って生きていくということは、お互いの影響としても大切なことだと思ひますので、この文章に大変すばらしいなという感想を持ちました。

そのことがまた調査票のところにも、あわせて回答に当たったのところにも書かれていくことはいいことだなというふうに、保護者がそういう思ひを持って調査することができるのではないかと思ひました。

また、20ページのところで、障害児等の特別な支援が必要なお子さんに対しての窓口における具体的な方法ということも書かれて、大変丁寧でうれしいことだと思ひました。

38ページで人材確保と質の向上ということに国の役目、都道府県の役目ということをしつかりと書いていただいて、保育士にも幼稚園教諭にも人材確保と質の向上が必要であるということ明記していただいたことに大変賛同いたします。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

秋田委員、お願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

まず本当に事務局が多大な御尽力をいただいて、こうした形にまとまったことを、両方の調査票のイメージについても丁寧につくってくださったことに感謝の意を表したいと思います。

この調査票ですけれども、私は赤の部分だけではなくて、この優先順位と言うのでしょうか、自治体が本当に聞かなければならない部分と、そうでない部分をめりはりつけて、各自治体での量と見込みに必須のものとして必要な項目部分を青字で書いてくださって、自治体がかかり自由にできる裁量をふやしてくださった点というのは、大変評価できると考えてございます。

資料1-1でございますが、今の時点で理念等に異議を申し立てるものではありませんが、表現をより詳しくできたらと思うところがまず6ページでございます。先ほど荒木委員にも言うておられました子ども・子育て支援の意義が書かれたところはとても大事だと思うのですけれども、この文章の中では関係機関の連携、協働というようなことは出されているのですが、保護者そのものは支援される存在として記述されています。だが自分の我が子の子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるということだけではなくて、地域の保護者同士が子育ての喜びを共有することが大事な点ではないかと考えます。私自身も2人の子どもを保育園にやったときに、我が子の子育ての喜びだけではなく、保護者同士が知り合いになって、いろんなことを話し合えるというようなところのメリットがあったように思いますので、そのあたり保護者も支援されるだけではなくて、参画し連携しあっていく存在であるというようなニュアンスを書き込めないだろうかと思えます。

これは同様に8ページでも地域社会全体の目的を共有し、子どもの育ちについて、重要性や関心と理解を深め、それぞれが参画、連携し役割を果たすことが必要であるというように、例えば参画、連携のような文言を加えていただくことはできないだろうかと感じております。それがまず1つ、保護者も連携し、協働する存在だということところです。

もう一点は23ページのところ、並びに37ページのところの両方なのですけれども、23ページの「4 子ども・子育て支援給付に係る…」という質の確保の内容に関する事項のところ、必要な支援として特に「その際、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。」ということがあります。これは間違いのないことなのですけれども、乳幼児期の切れ目のない育ち、発達の連続性と幼児期の教育という、やはりゼロ歳から保育所がずっと育ててきている発達の連続性の重要性ということのニュアンスが入るように、乳幼児期の発達の連続性というのが前半にも書かれていますので、変えていただけるとよろしいのではないかと考えております。

これは同様に37ページの部分におきましても、子ども・子育て支援の意義というところでも、「幼児期の教育が生涯にわたる」と書かれていますけれども、乳幼児期の発達の連続性の重要性並びに幼児期の教育という形で、やはり発達の連続性、乳児期からの部分

をより強調できるとよろしいのではないかと考えます。

最後、もう一点でございますが、38ページの研修の部分の人材確保のことでございますが、この部分の一番下を見ますと、幼稚園教諭については大学等との連携及び共同による研修等々について書かれているのですが、保育士の部分については、その部分が指定保育士養成施設は卒業者を確保するという役割しか書かれておりません。できれば保育士養成機関や大学等と一緒に連携をして研修を行っていくことを保育士、幼稚園教諭、いずれのところにも係るような表現にさせていただくことが重要ではないかと考えております。

あと一点だけ、本当に細かなことでありますけれども、3ページ、自分で多分言ったのだと思うのですが、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。」と書いてあるのですけれども、子どもは「力である」というよりも、ほかのところを見ると「存在である」と書かれていまして、力というのは労働力とか大きなマクロな見方であり、一人一人の存在としての子どもの人権を保障していくというのがこの指針の考え方だと思いますので、存在という表現にする文言にさせていただけたらと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。基本的にそのような方向で直したいと思います。

それでは、吉原委員、お願いします。

○吉原委員 今回の基本指針の案の中にも学童期の育ちを記載していただいたところですが、資料1-1、5ページ以降です。言うまでもなく、児童の対象年齢が0～18歳であること、それから、それぞれのライフステージであるとか、望ましい環境の引き継ぎということも大変重要な観点かと思えます。秋田委員の御指摘もございましたけれども、そういった連続性を重視した支援ということも改めて留意したいと思っています。

その意味で放課後児童クラブは13事業の1つという位置づけであるわけですが、むしろ就学後の基幹的な事業という意味合いで捉えて、今後、専門委員会の中で基準等の検討もなされているわけですから、議論を深めていきたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 遅刻をして申しわけありませんでした。今朝、息子が保育所に行きたくないと叫び、強制的に連れていこうかと思ったのですけれども、説得するのに時間がかかってしまいました。

資料1-1についてなのですが、多くの先生方おっしゃっているように、自己肯定感の話が子どもだけではなくて、親の立場としても書かれたことは非常に大事だと思います。これは非常に評価できると思います。

もう一つは、49ページです。父親の子育てができる働き方の実現ということで、「パパ・ママ育休プラス」などの育児休業の取得など書かれていますが、その次、積極的に育児に参加する男性を応援する「イクメンプロジェクト」のところですが、「育児は参加するもの

ではない」というのが私の気持ちとして強くて、参加するかどうかではなくて、家庭の中の一員として担うべき存在ということで言えば、参加どうこうではなくて、しっかりと関わっていくのが本来は当然の存在だと思いますので、もちろん今回は変えられないかもしれませんが、それを変えていくように今後も尽力していければと思います。

あともう一つ、言葉尻のところなのですけれども、仕事と生活の調和という言葉と、職業生活と家庭生活の両立という言葉が、ちゃんと使い分けているかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

資料1-3 調査票のイメージのところですが、これは私が指摘させていただいたイラストがあったほうが良いということについて、すぐ対応していただいたのでよかったと思います。ただ、イラストのところの子育て家庭のところでは皆さんすぐにおわかりになるとは思います、パパがいませんので、ぜひイラストの変更をしていただければと思います。

もう一点、問5は前回も言いましたけど、配偶者がいる、いないという選択だけでは家庭の状況を把握できないのではないかと懸念があるということをお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。イラストはすぐ変えると思いますが、その前の言葉の表現は工夫してみたいと思います。

宮下委員、お願いします。

○宮下委員 まず資料1-1 基本指針のことでございますけれども、私が一生懸命訴えましたことについて、3ページ、6ページ、子育てに対する理念と子ども・子育て支援の意義の中で十分書いていただきまして、本当に感謝しております。荒木委員がおっしゃいましたように、非常にここは重要なことだと思いますし、子育ては親育てに通ずるという言葉さえあります中で、子育てがいかに大切かということに記載していただき、ありがたいと思っております。

26ページでございますけれども、障害児施策の充実の、下から9行目のところで「教員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援を行うことが必要である」という記載は、全くそのとおりで大事なことだと思うのですが、ここには一人一人を大切にするために専門的な知識を持った職員の配置や人材確保ということがこの中に書き込まれておりませんので、書き込んでいただくとありがたい。

資料1-3 調査票のイメージのところですが、イラスト等を使った表現方法は非常に良いことではないかと思っておりますので、ぜひお父さんも入れた形で書いていただければ有効ではないかと思っております。

全体を通して非常に細かく、いろいろな配慮を書いておりますので、ありがたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 人材確保の件は工夫してみます。ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 正直に言いますともものすごく心配しておりましたけれども、大変しっかりなんて失礼な言い方ではなく、よく書いていただきまして、本当にありがたいと思っております。国のお役人という言い方も失礼かもしれませんが、その方々の能力の高さというのを改めて感じました。大変うれしく思っております。

その上で、でございますが、まず資料1-14ページで先ほどの尾身委員の御発言とも関係いたしますけれども、就労の継続を希望するものと、子育てに専念する方とはそれぞれどちらがどうということではないはずですから、それはどちらが偉いというようなものではないということで、例えば1行目のところですが「また、子育てに専念することを希望し、退職する女性が存在する一方」というようなことを入れていただく。5行目のところで、仕事と子育ての前のところに「子育てに専念する者」という言葉を入れていただく。そして、仕事と子育ての両立を希望する者「ともに」を入れていただく。「環境の整備が求められている」で「。」で切っていただいて、その次「都市部においては」としていただければいいのではないかと思います。

13ページ、次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画についての分析評価ということであります。その際の「分析評価の視点」というものを書き加えていただきたいなと思います。その視点がこのたびのしっかり書いていただきました、子ども・子育て支援の意義という、この部分に一致する視点であればいいのではないかと思います。

19ページ、御異論のある方もいらっしゃると思いますが、その中ほどに「保育の必要な子どもの」という表現が出てまいります。児童福祉法の改正で「保育の必要な」という言い方になる予定であることは承知をしておりますけれども、前回のこの会議での私の発言で、やはり子どもに保育が必要でない子どもは存在しないということはお示しできたと思っておりますので、ここも例えばであります「家庭で保育を受けることが困難な子どもの」というふうに変えていただければすっきりするのではないかと思います。

23ページ、37ページも同様であります「中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設の一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい」という3行がそれぞれ入っておりますが、これは言ってみれば前政権下の新システムで、総合こども園への移行を推進するという立場からのまとめを引きずっていると思います。ここで幼保連携型認定こども園だけを抜き出すというのはおかしいのではないかと思いますので、23ページと37ページ、それぞれ3行の削除をお願いしたいと思います。

28ページ、これも相当大事な問題なのですが、四の1のところは読んでなかなかイメージがわいてまいりません。どういうイメージなのかという御説明をいただくと時間がかかってしまいますので、何かの折に御説明をいただければと思います。

56ページ、別表第四で任意記載事項のうちの一と四について、できることなら別表第一に移して必須記載事項としていただけないか。法的には可能なことだと考えます。

59ページ、別表第七でありますけれども、同じように一と四について別表第五の必須記載事項に移していただけないか。希望でございます。

最後に資料1-3調査票のイメージでありますけれども、これも今ごろ気がついてしまって大変申しわけないのであります。2ページ目の用語のところでは教育と保育がテーマになるわけですので、保育の定義を入れていただく必要があると思いますので、御修正をお願いいたします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

基本的に御指摘の方向で修文したいと思いますけれども、幼保連携型認定こども園のあたりのところは、子ども・子育て支援法の趣旨に従いながら、書けるところで書きたいと思います。別表のほうはもう少し検討させていただきたいと思います。

では、中山委員、お願いします。

○中山代理人 全国認定こども園協会の中山です。

まず、資料1-1の指針、いろんな先生がおっしゃっていましたが、大変いいものできたと感じています。子どもの育ちですとか、そこでの親とか保育者の役割ですとか、子育て支援、子どもの権利、あるいは子育ての個人的な意義や社会的意義、小学校教育との連携、接続ですとか社会的養護の問題などに細かく触れていただいて、大変いいものできたなど本当に喜んでます。

その上で確認ですが、指針が土台となって制度の詳細が決められていく。例えば基準の問題ですとか給付の問題ですとか、そういった詳細な部分は指針が基本になって進められていくのですよねということを確認させていただきたいと思います。

そうだとすると、我々協会の役割というものも随分はつきりしてくるかと思えます。昨日の部会でも、機能に基づいた基準を提案させていただいたのですが、我々団体に限らず、認定こども園は現行制度の中で、ぎりぎりどこまで機能を発揮できるかということに挑戦しているのです。残念ながら、現行制度は不十分ですので、我々の現在の試行錯誤、認定こども園としてのチャレンジをぜひお伝えしたいし、御理解いただきたいし、皆さんと共有したい。そのことによって新制度が実効性のあるよりよいものになっていくことを願っています。

もう一点だけ、調査票のイメージでイラストが2ページにあっているのですが、用語の定義のところでは認定こども園を見て見ますと、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ機能ということで括弧書きであります。もうちょっと一般市民目線でわかるようにしていただけないかなと。というのは、認定こども園がない町もありますね。そうすると、これでは全然わからないので、端から選択されないようなことが危惧されます。

ですから、例えば小学校就学前の子どもが親の就労等に関わりなく一緒に遊べて一緒に学べるとか、もう一つ、決定的にお願いしたいのは、子育て支援機能がここに書かれていません。そういう意味では、充実した子育て支援が行われる地域の拠点であるというよう

な表現、書きぶりがあつたらありがたいと思います。

そのような意味では、先ほど北條委員が23ページの3行を削除してくれと幼保連携型のことをおっしゃっていましたが、そこは削除してほしくないということを申し上げたい。というのは、地域の拠点として、これからそういうものが必要になってくると理解していますので、その辺は申し添えたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

認定こども園、やはりわかりやすいということで考え直してみたいと思います。

基本指針はもちろん、今後の国及び自治体、それぞれの議論のまさに基本ということで御理解ください。

あとございますか。よろしいですか。

松田委員、どうぞ。

○松田代理人 手を挙げそびれました。済みませんでした。感謝とお願いがあります。

まずは、この指針が本当にすばらしい文章で、私もこども指針のときから入らせていただいていたので感慨深いです。できれば本当に子育てしている人たちにも読んでいただきたいと感じました。誇りを持って子育てするということを支えていただけると感じられる文書だと思います。

その中で、ニーズ調査のところが書かれていると思うのですが、調査票のことではなく、ニーズ調査はニーズ量の調査ではあるのですが、利用の実態を見たいというところもあると思います。紙だけだと利用されていない実態とかしにくい実態がなかなか聞き取りにくいのではないかと感じます。この調査以外にも、ヒアリングであるとかグループインタビューといった形で自治体ごとに工夫してニーズを拾っていくような工夫をバックアップしていただけるように、文言で入れるとか、何か説明の際に補足していただけるとすごくありがたいなと思います。実際、公募委員、実は世田谷も先週から始まっていて、私達の町のニーズ調査をつくろうということでとても活発な議論があつたのですが、それ以外のところでもなかなか発言ができない人たちもいますので、きめ細やかなニーズ調査になるとありがたいなと思います。調査票というよりは、それ以外にもバックアップしていただけるとありがたいということがあります。

あと指針の12ページで、3、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」ということをはっきり入れていただいたのは本当に心強いです。なかなか地域の子育て支援と言いながらも、いろんな部署にまたがって事業がありますので、事業ごとの連携、地域との連携、親たちも支援と先生もおっしゃっていただきましたけれども、そういったところ、地域の活動との連携という意味でも、妊娠中からの支援がこれにつながるというのがとても私たちにとっては心強く感じます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

調査については、基本指針に入れるか、あるいは内閣府から多分自治体への説明の機会もあろうかと思っておりますので、その辺で考えていただきたいと思っております。

それでは、榊原委員と順番にいきます。

○榊原委員 各委員の御意見を伺って、私もちよっとつけ加えさせていただきたいと思いましたが。

第1が、何人の方が御指摘されたように、基本指針、これまでの会議の議論を踏まえて丁寧にまとめていただいたことを大変評価しています。これだけ多様な参加者がいる会議なので議論が長くかかって大変だったのですけれども、それがきちっと形にさせていただけたのではないかと感謝しています。

先ほど小室委員と清原委員が御指摘なさった経済団体または企業の関わりの点について、お二人の御意見を私は支持したいと思っております。経済団体の責任、企業の働き方の見直し、そのあたりもきちっと明記していただきたい。ここにも経済団体の方が議論にも参加してくださっているので、これからの積極的な取り組みを改めて期待したい、求めたいとも思いますが、主要国の中で子育て支援については、日本の企業はまだ発展途上にあると認識しており、その点を基本指針も含めて、ぜひこれから進めていけたらと思っております。なので、次世代育成支援推進法の事業者の行動計画の策定の点についても、やはりこれは法律を延長するなり何かの措置を講じて引き続きの参加をお願いしていくということが適切ではないかと私も清原委員と同じく考えています。

この基本指針の位置づけについてです。この取りまとめが大変なボリュームになっていることからわかるように、とても丁寧にきちっとまとめてくださっているものではあるけれども、それでも万全ではない部分がきっとあるはずで、制度がスタートしていろいろな事態が発生した中で、これは随時、一言一句今後見直すことはないものであるというのではなくて、今後も必要に応じて見直し、発展させていくものであるということを改めて確認したいと思います。そうした作業に子ども・子育て会議が伴走していくのであると改めてここで確認したいと思います。

特に、昨日の部会の議論でもありましたように、妊娠・出産期の支援のあり方であるとか、社会的養護のあり方であるとか、さらに拡充を検討していくべきテーマもまだあるということが確認されていると思っております。

基本指針について、これから自治体のほうにおいて計画策定で大変な努力をしていただくこととなります。皆さんの努力を改めて自治体の方たちにはお願いしたい、期待したいと思っておりますが、自治体関係者も含めて、国民全体に余りにも周知が進んでいないなど。大変大きなシステムで大事な制度転換であるのだけれども、私たちメディアの伝え方も含めてまだ十分に伝えられていないと考えているので、その点の丁寧な広報というか周知徹底のほうもあわせて政府のほうにお願いしたいと思います。

先ほど知事会の関係者の方が、最後に大事なのが財源の確保であるという御指摘がありました。本当にそのとおりだと思います。その関連で確認というか政府関係の方にお伺い

したいのですけれども、今、消費税の引き上げ時期をめぐって、いろいろな議論が政権内であると認識しています。この新制度は消費税が10%に引き上げられる段階に始動することが法律において定められていると思うのですが、もし10%に引き上がるタイミングが後ろにずれた場合、新制度のスタートも一緒にずれることになるかと理解するということがよろしいのでしょうか。その点も教えていただければと思います。

○無藤会長 御要望はその後ですけれども、最後のことは後でお答えいただきたいと思います。

では、橋原委員、お願いします。

○橋原委員 この調査票のイメージについて4ページ、8ページ、15ページの設問の順番を修正し、本日の調査票の資料に掲載していただきました。このことについては、評価したいと思っております。

なお、設問の多さがいささか気になっておりまして、この点について、委員の皆様方どのようにお考えかもわかりませんが、しかしながら、1ページ目に非常に丁寧に調査票の件、記入の必要性を書いていただいたことは非常に評価したいと思っております。まずはお礼を申し上げたいと存じます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員で、ここでひとくくりさせていただきます。

○柏女委員 済みません、2回目の発言で申しわけないのですけれども、よろしいでしょうか。

○無藤会長 どうぞ。

○柏女委員 調査票ですが、これも今ごろになってということになるのですけれども、資料1-1指針の47ページで、いわばアウトカム評価の大切さが指摘されています。それを考えますと、調査票の中に例えば1問でいいので、アウトカム評価のもとになる基底項目を入れたらどうかという提案です。私が関わる場所では、調査票の中には入れるつもりではいるのですけれども、全国的にそういう項目を入れるようなイメージをつくってはどうかということなんです。

例えば現在のあなたの子育てについての実感をお尋ねしますということで、充実しているから、いわば負担感が大きい、そこまでを5段階ぐらいにして、それが5年間の計画を実施された後に、それも再び当然調査することになるわけですから、そのときにどうなっているのかということを見ていくためにも、それが2回目の調査、3回目の調査という形で続いていきますので、そういう意味では基底項目を1項目ないし2項目入れておいたらどうかというのが意見です。これまで次世代育成支援の協議会の推進のアウトカム評価をしてきたわけですけれども、基底の項目がないのでどうなったのかということが非常にわかりにくい。進捗状況はわかるのですけれども、実感が非常にわかりにくい、アウトカムがわかりにくいということがあったので、それを御検討できればと思います。

調査票が無理だということであれば、47ページのところにそうした趣旨を入れてアウトカム評価のもとになる調査項目などを入れておくことが望ましいとか、そうした表現をしていただくのがいいのかなと思いました。

以上でございます。

○無藤会長 それでは、ちょっと検討させてください。

最後に渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 私ども市町村の立場で、最終的に今日基本指針をまとめていきたいという趣旨でございましたので発言させてもらいたいと思いますが、先ほど清原委員のほうからもお話がありましたように、子ども・子育て支援法に基づく指針、本当に、これまでの政府になかった子育て全般に関わる問題点、課題を整理しながら、今の社会構造に合わせた形の中で根気よく各層の皆さん方の意見を聞いてここまでまとめ上げてきた、この努力に対しては、事務当局を初め皆さんに敬意を表しながら感謝申し上げたいと思います。

また、指針の内容等についても、いろいろときめ細かく配慮した記述が随所に見られるわけではありますが、これはやはり時代の流れということもあるわけではありますが、それらが社会的な事象の一つとして真摯に受けとめながら、そういう書き込みに配慮していただいているということについても感謝しながら、今後、私どもは実施主体として行政の立場から関わりを持つわけがありますので、そういう意味での責任を感じているところでもあります。

また、特に指針の中で、いわゆる障害児に対する施策の記述について非常に配慮いただきました。これは今までにないことであります。清原委員からもお話があったように、現場では、今、一番の課題は障害児に対する対応なのです。これらについて、非常にきめ細かな給付の対応とか、関わりの問題点とか、それらをそのような形で書き込んでくれている。これは今までなかったことだと思う。また、これから大きな社会問題にも発展していく事案でもありますので、そういう意味では非常に感謝申し上げたいと思っています。

そして、我々市町村の立場で27年4月からこれが施行されていくわけがありますけれども、この設計がどんな形で配下の市町村に情報として伝えていくか。今、戦々恐々として興味を持って市町村が見ているはずですが、ですから、特に今日、ある程度まとめていただくなれば、これらを早い段階で、政府の決定等もあろうかと思うのですが、配下の市町村に対して情報として開示しながら、今後のスムーズな事務作業の移行にいけるように御配慮いただければありがたいと思います。

最後に資料1-3調査票のイメージではありますが、これについても、まだ私ども町村の立場から見ると、調査票の範疇が余りにも膨大過ぎて、その地域の実態というのはあるわけがありますので、ここまでどうなのかなというところもありますけれども、これは義務づけではなく、ある程度の統一的な考え方の項目としてはやむを得ないものがあるのかな、ここまで配慮する必要があるのかなと思います。

ただ、前にも言ったことがあるのですが、これらを全て標準的なモデルとして遵守しな

さいという義務づけをされると危ないところもありますので、この点は、標準的に統一的なものとして義務づけるものと、選択性のあるもの、これをある程度配慮していただくようなことも大事ではないかということをお願い申し上げておきたいと思います。

まだまだこれから議論は続くのですけれども、大事な根幹をなす指針でありますので、そういう意味では敬意を表し、評価させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

幾つか事務局のほうからお答えをお願いします。

○長田参事官 本日もさまざまな貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。お尋ねに関わる点を中心に何点かお答えさせていただきたいと思います。

まず、基本指針の法的位置づけの御確認をいただければと思いますが、お手元の資料1-2の45ページ、参照条文ということで、基本指針あるいは事業計画に関する条文が抜粋されておりますが、60条の3項とか4項を見ていただくとわかりますように、内閣総理大臣は基本指針を定め、また変更しようとするときはと書いておりまして、先ほど柔軟に随時必要に応じ変更をすべきという御意見をいただきましたが、法律上も変更されることがあり得るとということが想定をされているということでもあります。

基本指針がどういう意味を持っているかということにつきましては、61条を見ていただくと、市町村は基本指針に則して定めるということですので、まさにこの基本指針というものが計画策定のもとになるという一定の法的拘束力を持つものであるということですのでございます。

必須記載事項と任意記載事項についての御意見をいただいたわけですが、例えば61条2項を見ていただきますと、「市町村子ども・子育て支援事業計画については次に掲げる事項を定めるものとする。」と書いておりまして、ここがいわゆる必須的記載事項ということですのでございます。

46ページの第3項では、「前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。」ということですので、努力義務ではございますが任意の記載事項ということになっております。この必須か任意かの仕分けについては法律上整理されておりますので、指針において移動させるということは困難であることを御了解いただきたいと思います。今回の議論でありますとか、努めるという法の趣旨をしっかりと伝えるということの補いは努力したいと思います。

松田代理人から御意見をいただいたヒアリング等の関係ですけれども、基本指針上は利用希望調査「等」ということで、アンケート調査に必ずしも限られないということは一応書かせていただいております。ただ、先ほど言いましたように、基本指針に則して定めるというかなり拘束力の強いものにもなりますので、基本指針上はそれ以外の手法も想定され得るということを読み込めるようにした上で、今後、自治体への説明会においては、この文章だけではなかなか難しいですので、概要でございましてとか、Q&Aでありますとか、

留意事項、そういったものをお示ししていきたいと考えており、そうしたものの中でその辺の御指摘についても考慮したいと考えております。

ニーズ調査の関係につきまして、これは繰り返し申し上げますし、また資料1-3のタイトルが「イメージ」という言葉で示していることにも象徴されますように、あくまで国としてお示しするひな形ということでございますので、最終的には市町村の御判断の中で、必要な効果的な調査を行っていただければということで考えておるものでございます。

最後、消費税の引き上げ時期に関わるものにつきましては竹林から御説明申し上げます。○竹林少子化対策企画室長 榊原委員のほうから消費税の引き上げのタイミングが後にずれたら、一緒に法の施行もずれるのかという御質問がございました。とりあえず法律上、今どういう構造になっているかという事実関係だけ申し上げますけれども、子ども・子育て支援法の本格施行の記述につきましては、消費税法の附則1条2項に掲げる規定が10%に引き上がる規定ですけれども、その日から後ろ半年以内の範囲内で政令で定める日と書いてありますので、法律の連動関係だけ言いますと10%に引き上げる日がずれば、この政令で定める日というのも少なくとも後ろにはずれるようにはなりません。

ただし、今の消費税法の附則1条2項にはどう書いてあるかというところ、平成27年10月1日という確定日付で書いてありますので、消費税の引き上げ時期を後ろにずらすというのはどういう手続が必要かというところ、もう一回法律を出し直す必要があるのです。消費税法のほうを変えるときに法律を出し直す必要があります。ですから、そのときに、そういう消費税法と連動しているいろんな規定をどうするかということももう一回国会で議論されることになる。その結果どうなるかまでは、もちろん私の立場では何もわかりませんが、関係からいえば、この法律は消費税に連動しているけれども、消費税のほうは法律を出し直さないと27年10月1日は変えられないという構造になっているということだけ御紹介させていただきます。

○無藤会長 よろしいですか。ありがとうございます。

いろいろ皆様から御意見いただきましたけれども、ほぼこの基本指針の中で修文していただけるもの、また一部は難しいものもありましたけれども、議論はおおむね収められたと理解してございます。

冒頭でも申し上げましたように、本指針の内容につきまして、できる限り早く地方自治体にお示しして、自治体のほうで計画策定作業を本格化していただくという必要がございます。今日、自治体側の委員の代表の皆様からも強い要望があったところでございます。ということを受けまして、基本指針についての議論を今日で一区切りさせていただきたいということを申し上げたいと思います。

本日いただいた意見を踏まえまして、どのように基本指針の案文に反映させるかについての調整が必要でございますけれども、それについて私と佐藤会長代理に御一任いただきたいと存じますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務方より、基本指針案の今後の取り扱いについて御説明をお願いいたします。

○長田参事官 まず、短期間に大変精力的な御議論をいただき、まとめをいただきましたことに関しまして、心から感謝を申し上げます。

とりわけ子どもを真ん中に置いた真摯な議論をいただき、できる限り我々事務局としてそれを受けとめ、子ども・子育て支援の意義についてはかなりな書き込みができたかなと思っております。

無藤会長、佐藤会長代理と御相談しながら、先ほど会長、会長代理に御一任の御了解をいただきましたので、基本指針案文の調整を早急に行いまして、地方自治体にお示しをしていきたいと思っております。

勝手ながら、一応8月6日に都道府県、政令市、中核市を集めての説明会の日程だけ予定させていただいておりますので、それまでの間に必要な作業を進めた上で、各自治体での計画策定の本格化をお願いしていきたいと思っております。

なお、基本指針そのものにつきましては、形式上は子ども・子育て支援法に基づいて内閣総理大臣が関係大臣と協議の上、定めて、法形式上は告示という形で官報掲載に最終的にはされるということになっております。そういう法令的な整備に向けては、その他関係する政省令などとの整合性を図るとか、法技術的な法律上の文言として妥当かどうかみたいなことの精査を加える必要がございますので、最終的に告示をされますのは先の年末以降ということになりますが、この時点で自治体にはしっかりお示ししていきたいと思っておりますし、また正式なものが告示されましたら、当然ながら当子ども・子育て会議のほうにも御報告を申し上げたいと存じますので、何とぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。

続いて「保育の必要性の認定について」及び「確認制度について」、事務局から御説明をお願いします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料2と3につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料2でございますけれども、保育の必要性の認定につきまして、これまで幾つかの論点について御意見いただいたところでございます。

まず、具体的な論点といたしまして、4～5ページにかけてのところでございますが、保育が必要となる事由についての論点のうち、1つ目のコメント、5ページ目でございます「同居親族等による保育の関係」でございます。これについては3つほど案をお示しした中で御議論いただいております。前回、御議論いただいた中で、基本的に本人の事由

により判断することを基本としてはどうか、その上で同居親族がいる場合の取り扱い、若干優先度上の取り扱いを考慮するという形ではどうかという御提案をさせていただいておりますが、前回、赤字で書かしていただきましたように、「同居親族がいることで優先度上、減点されることも禁止すべき」だという御意見も頂戴しております。また、この点については引き続き議論を深めていただければと考えております。

6～7ページにかけて、前回の御議論の中で、就労以外の事由の中の同居親族の介護につきまして、赤字で書いてございますように、例えば高齢の親の介護のみならず、例えば第1子が慢性疾患を抱えて通院の付き添いとか在宅看護が必要な場合とか、障害を持っている場合とか、そういったケースも考えられるのではないかとといった御意見をいただいたところでございます。

それを受けまして7ページのところにつきましては、「同居親族の介護」には、上記の御意見にあるようなケース（第1子が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、看護・介護を必要とするようなケース）についても対応していくこととしてはどうか」といったものを検討の視点として書き加えさせていただいたところでございます。

9ページ以降につきまして、いわゆる「長時間」と「短時間」の区分ということについてもこれまで御議論をいただいてきたところでございます。

この関係で10ページ、前回の御議論の中で「長時間」という言葉は保護者に対してプレッシャーとなり余りイメージがよくないので、フルタイム勤務+通勤時間の利用が必要ということが1つの標準になっているという実態に合わせるべきではないか。あるいは11時間の保障、都市部等では13時間程度必要なケースもあるのではないかとといった御議論をいただいたところでございます。

言葉でございますけれども、11ページのところに書かせていただきましたが、これまで2号認定や3号認定という保育の必要な方々についての認定がございましてけれども、この区分について記載しておりました長時間ないし長時間利用、短時間ないし短時間利用ということについて、それぞれ保育標準時間、保育標準時間利用、保育短時間、保育短時間利用と言葉を変えさせていただいた上で、1号認定、教育を必要とする子どもについての認定につきまして標準時間利用とこれまで言うておりましたが、教育標準時間利用という言い方としてはどうかということで今回改めた形での提案をさせていただければと思っております。

それを踏まえまして、言葉を変えたことに伴いまして、その次の2つの矢印のところにつきましても、前回もこういった内容を御提案させていただいておりましたが、保育標準時間利用ということについての考え方を書いたものでございます。

22ページ、今、申し上げた保育短時間利用というところにつきましての認定の時間数の下限をどのくらいのラインにするかという議論でございます。これまでいろいろ実態などをご覧いただきまして、24ページのグラフをご覧いただきますと、いろいろと市町村の実態などを見ますと、例えば月当たり64時間というところで考えている自治体もございまして

たし、48時間といったところでも考えている自治体もございました。

そういった実態を受けまして考えていく必要がございますけれども、22ページのところにお戻りいただきますと、現在、月48時間の就労によって保育に欠けるという取り扱いをしているところが変わると保育ニーズが潜在化してしまうのではないかという懸念があるといった御議論も前回いただいたところでございますので、それを書き加えさせていただきます。

25ページ、現行制度との関係をどう整理するか。現行制度との関係でいきますと、今は保育に欠ける子か欠けない子かというオールオアナッシングで認定しておりますので、それとの関係におきまして、保育標準時間と保育短時間といった形への認定、下限の時間の認定、こういったところの取り扱いを現行の取り扱いと仮に変えた場合には、そういったところで新制度を境に利用できなくなることがないように柔軟な対応が必要だという御意見をこれまでもいただいております。それに加えまして、前回の御議論の中で、認定の下限を下回る就労時間であっても利用できるような一時預かり等の事業の拡充が必要だといった御意見もいただいたところでございますので、これを加えさせていただきます。

28ページ「4. 認定方法その他について」の中で、満3歳になった場合における対応など、今の幼稚園と保育所の制度の違いにどう対応するのか、検討が必要ではないか。要は満3歳といっても月齢によって発達段階はかなり幅が広いので、これを踏まえた議論が必要といった御意見もいただいております。

ここの部分は認定の方法という議論もございますけれども、最終的には公定価格ですとか、認定こども園のほうの基準のあり方といった議論の中でどう対応していくかという部分もございますけれども、とりあえず御意見いただきましたので、こういったものを書かせていただいております。

利用調整の関係で30～31ページにかけて、前回の御意見の中で31ページに加えましてように、これまで認定こども園では保護者と施設の間の信頼関係をもって、直接契約で対応してきたところであるけれども、新制度の中で市町村の利用調整を受けるということで、こういった役割が薄まらないかといった御意見をいただきました。

求職をされていた方が内定した場合とか、産前産後休暇から復帰するといった場合において、申し込んでから入所するまでの対応についての検討が必要ではないかといった御意見もいただいたところでございます。

以上、ご覧いただきましたように、前回までの御議論の中で少し御意見をいただいたところを書き加えさせていただきますのと、保育標準時間あるいは保育短時間、教育標準時間といった呼び方も新たに提案させていただきたいという趣旨でございます。

資料3、確認制度でございます。

こちらにつきましては、なかなかこれまで御議論いただく時間が余りございませんでしたので、前回お出ししました資料と変わっていない部分が多うございますが、1点、6～

7ページにかけまして、確認制度上の利用定員の設定方法の関係の論点の一つといたしまして、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設型給付ないし委託費の給付対象となる施設につきまして、最低利用定員をどのくらいのラインで引くのかというところが一つの論点として提案させていただいております。これにつきまして7ページのところの中で、例1～例3ということで、20人以上を原則としつつ、それ以外の例外をどうするかということで3つの例をお示ししておりましたけれども、前回の御議論の中で例3の考え方でよいのではないかといたした御意見も頂いたところでございますので、それを書き加えさせていただいております。

8～9ページにかけまして、子供の年齢との関係、論点1～3との関係のところ、保育標準時間、保育短時間区分との関係ということで、このところも用語を変えましたので、これに合わせた形で書き直しをさせていただいております。

10ページ、11ページ、12ページといった定員割れの場合の取り扱いあるいは定員超過の場合の取り扱いといった点につきましては、前回は御議論いただく時間がございませんでしたので、特段変更はいたしておりません。

最後の16ページ、情報公表の取り扱いについてということで、このページの真ん中あたりに、これまでの議論の中でア～キに書いてございますような項目についての情報開示といったことが指摘されてきておるわけでございますが、主な御意見のところに書き加えさせていただきましたが、利用者にとってなるべくわかりやすい仕組みが必要ということで、第三者評価ですとか自己評価といったことを情報公表の中につけ加えるべきといった御意見をいただきました。こういったものを書き加えさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見などをお願いしたいと思いますので、挙手をお願いします。

では、坂崎委員からいきましようか。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎でございます。

資料3の5～6ページの利用定員の関係も含めて、現行との整理、整合をお願いしたいという点が3点ございます。

1つは、例えば地方裁量型の認定こども園というものが現在あります。それにつきましては、やはり今回、このような形で認可化を基本的に考えて物事をつくっていると思われまます。そういう中にありまして、地方裁量型というものをこの際どのように考えていくのか、どのように整理していくのかというのは一つの論点かと思っておりますので、このことについてはいずれの機会かに考えてくださればありがたいなと思っております。

2番目には、現行の保育所におけます運営の考え方と小規模保育の整理も必要ではないかと思っております。保育所の分園が20人以上も基本的にはあるわけですから、そうすると、20人以

下もあるわけですから、保育所の分園の20以下と小規模をどういうように整理するのか。また、20人以上の分園と保育所の普通の定員等をどう考えるのかという整理も、今回小規模保育ができる関係上、整理が必要なのではないかと思います。

そういう意味では、3点目としては違う論点で少し話をさせていただきますが、認定こども園の法律上の子育て支援というものが今回記載されたわけでありませけれども、そのことと現在保育所やNPO法人で行われております地域子育て支援拠点事業というのはどういう関係で考えていけばいいのかというのも整理を願いたいと思います。

例えば小規模におけるところの連携の保育所との関係のように考えることが望ましいのか、いわゆる認定こども園とほかの施設との連携のように考えることが望ましいのか、整理が必要ではないかと思います。

蛇足でありますけれども、先ほど中山さんのほうから、認定こども園の説明が足りないのではないかという話がありました。私も今回仕方ないのだと思いますけれども、認定こども園というものが調査票上初めて出たり、小規模保育が出たり、企業内保育が出たりすることは非常に調査としては難しいのではないかと思います。けれども、やはり最低限このような認定こども園の施設に4種類の施設があつてとかは書いておいたほうが良いと思いますし、今回の子ども・子育て支援関連3法において、地域型保育給付として小規模保育や家庭的保育事業や、事業所内保育ができてこれらのところに書かれているのだというのは少し丁寧に書いたほうが良いのではないかと思います。

最後になりますが、今回、最初に御説明がありました、手挙げ方式の意義というのを基本的に今日御説明いただきまして、各施設、幼稚園、保育所も含めて、そのような形でこれからの施設運営をどういうようにして考えていくのかという意味では、非常に大きな論点ではなからうかと思いましたが、今回非常にありがたい意見だと思いました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、菅家委員、お願いします。

○菅家委員 菅家です。

この間、述べていることと全く同じ問題意識で改めて述べさせていただきたいと思えます。本日は、「長時間」「短時間」の名称変更の提案があつたわけでございますけれども、名称変更しても、なお区分についての意味が理解できないので、改めてお話させていただきたいと思えます。

資料2の6ページに保育を必要とする場合の最も重要な要件である「就労」について記載されているわけございまして、「フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とする」と書かれてあります。ただし、「一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く」ということでもあります。これは現行制度もこうであるわけでありまして、まさにこの点は基本的な大骨格の部分だと思えますけれども、これについては現行制度がそのまま踏襲されるべきはと理解しているわけござ

います。

したがって、パートタイム、その一時預かりで対応可能な極めて短時間の「短時間」時間が具体的にどの程度の時間なのかということについては後ほど教えていただきたいわけでありすけれども、一時預かりで対応可能なものを除くすべてのパートタイム労働が含まれるということでもありますので、仮に4時間とか5時間とか6時間とか、さまざまなパートタイム労働がございますけれども、それらのパートタイム労働に基本的に保育は対応しなければならないというのが大前提になると思うわけがございます。

そう考えた場合、9ページで、「2. 『区分』、『保育必要量』について」と出てくるわけですが、「長時間」「短時間」の名称変更の提案が今回ございましたけれども、2区分の保育必要量を設けることになると書かれてございまして、これの意味がわからないわけがございます。フルタイム労働に対しては、当然フルタイム労働に対応する保育が確保されなければならないわけでありまして、パートタイム労働についても同じように、それに必要な保育の量が確保されなければならないわけでありす。ここで単純に2区分を設けることの意味が私には全く理解できないと、この間述べているとおりでございます。

ちなみに、法律はどうなっているのかということでもありますけれども、資料の34ページに子ども・子育て支援法の参照条文が載ってございまして、最後の第20条の第4項に、市町村が交付する認定証に何を書かなければならないかということで、1号、2号、3号の「区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証を交付する」と書かれているわけでありす。まさに保育必要量というのは、例えば4時間のパートタイム労働については4時間の就労時間プラス必要な通勤時間等、あるいは6時間のパートタイム労働については6時間の就労時間プラス必要な通勤時間等と、これがまさに必要な保育量になるわけでありまして、そのことが認定されると私は理解すべきだと思うわけでありす。この2つの「長時間」「短時間」の区分が、認定していったら一体どういう意味を持つのか私には全く理解できないということについて、改めて申し上げておきたいと思ひます。

22ページに「『保育短時間』の下限をどのように設定していくか」という論点が載っているわけでありまして、これは冒頭申し上げましたとおり、「一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く」と書かれているわけでありまして、まさにそこでの対応関係が「保育短時間」の下限の考え方になるべきだろうと思うわけがございます。

以上であります。

○無藤会長 ありがとうございます。

高尾委員、お願いいたします。

○高尾委員 資料3の16ページ「3. 情報公表の取扱いについて」の主な意見のところに、赤字で第三者評価を追加すべきとございます。ここにありすとおりに、利用者にとってのわかりやすい仕組みというのは必要であって、第三者評価というのは、有用なツールの一つと言えろと考えております。ただ、情報公表におきまして、規模に関わらず一律の内容を求めるものかどうか。この点につきまして、現時点で事務局のお考えがあれば教えてい

ただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、中山委員、どうぞ。

○中山代理人 資料2の31ページで、認定こども園という立場で申し上げさせていただきたいのですが、繰り返しになりますが赤字のところでは直接契約のよさは強調したいと思います。もちろん需給関係にもよるのですが、場合によっては利用調整も必要かもしれませんが、そうでない場合においては、直接契約、保育料の未納の問題も含めて、これは体験知ではありますが、保護者との関係は良好になると思いますので、そこが現行制度をよりよくしようということで今我々はやっていますので、公的契約になっても、それが損なわれることは絶対避けていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。資料2でありますけれども、この間、かなりしつこくといいますか、保育の必要性の問題について申し上げております。

まず、資料の1ページ、点線箱の中で1号、2号、3号となっております。元来、子どもの権利をこういった形で線引きすることが許されるとは思いません。婚外子の問題が最近問題になっております。まさに子どもの権利を線引きしていいのかということで問われているわけですが、ここでの問題も同様であろうと思っております。

具体的には、「【参考】認定区分の表現」です。なぜこういう表現になっているのか。法19条の表現となぜ違うのかを伺いたいと思います。これは基本制度のまま引きずってきているのではないかと考えます。

なお、1号の子ども、仮にそういう言い方をすれば、家庭において必要な保育を受けている子どもであって、保育の必要性がないというのは間違いであります。この中に入っていない、前に4号をつくってくれと申しましたけれども、8割程度のお子さんは、0、1、2歳において家庭で必要な保育を受けているわけで、施設保育は受けておらないわけです。このたび全ての子供を対象にするという原則の中で、1号、2号、3号だけが給付の対象になり、その給付にそれ相当の格差を設けるとなると、これは大きな問題だと言わざるを得ません。既に法律ができていることは承知しておりますが、速やかに法律の改正を行っていただく、あるいは運用で格差を極力小さくする努力をしていただく必要があると思います。

3歳未満の家庭で保育している方々に対しては、具体的にいえば児童手当の割増をするというようなことが当然必要であります。少なくとも1号、2号、3号が年額数十万の給付になるわけで、これは個人給付であります。そして、この個人給付に対して課税してはならないということになっているわけです。家庭で子育てをしている方々は、働くことによって得られる給料を受けていない。同時に、施設型給付を受けることができないという

大きな格差があるということに対して十分な御配慮をいただきたいと思います。

5 ページ、65歳以上は同居親族と扱わない。私は65歳以上でありますから、十分子育てに参加できると思っておりますが、こういう年齢ですばっと分けていいのかという気持ちはございます。ここら辺のところですけれども、6 ページとか7 ページもそうですが、要するに施設で行う保育というものは、こういうことを言うと誤解を受けてとんでもないことを言うなと言われそうですが、あえて申し上げます。これは児童福祉事業なのか、はたまたサービス事業なのかということを、かつて平成5年ごろ厚生省で大分議論されたということは承知しておりますが、そろそろはっきりさせないと、多様なメニュー、多様なサービスという言い方ではサービス業扱い、一方では児童福祉だと。だけれども、高額の入金を得ている人も排除しないというような大変わかりにくい仕組みになっていると思います。サービスなのか、福祉なのかということをそろそろ明確にしていきたいと思えます。

9 ページのところ、保育必要量という言い方でありませけれども、保育の必要量は、みんな必要ですから、施設保育必要量だと思います。

最後に、参照条文のところ、法の第19条が示されております。この規定があることは十分承知しておりますので、であるならば、この規定をちゃんと生かした、先ほどの3号の区分もそういう形にするのが当然であろうと考えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。資料2の6 ページ、就労以外の事由というところがございませけれども、認定こども園というのは働いている人ばかりが利用する施設ではないという考え方をしますと、同居親族の介護などは家族にとっては大きな負担ですし、また子どもにとっても非常に精神的な安定を欠く理由にもなることが多いと思えますので、ぜひ就労以外の事由として対応してほしいと思っております。

もう一つ、資料3、15 ページ、保護者の就労状況の変化に対応した1号と2号の利用定員の取り扱いについてというところですが、就労状況の変化は、あくまでもこれは親の都合であって、子どもの都合ではないということを考えますと、できる限り同じ施設で引き続き利用できることが望ましいと考えます。

定員に空きがない場合、一定の範囲内であれば一時的な定員超過を認めると書いてありますが、その範囲内あるいは時期、期間についてもある程度はつきりとしたものを示す必要があるのではないかと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は井奥委員、お願いします。

○井奥代理人 知事会でございます。

今回の新制度につきましては、待機児童の解消とあわせまして、提供する保育サービスの質的向上はもちろん、具体的なニーズ調査に基づく事業計画の作成が義務づけられていますことから、量の確保の面でも、これまで以上に市町村に大きな責務が発生しております。もちろん、県にとりましても広域調整などの業務が発生するということが前提となっております。こうした点から、資料2、保育の必要性に関して、6～7ページの論点にあります就労以外の事由につきまして、実際の運用面で書いておりますけれども、市町村での取り扱いやその内容が大きく異なるケースがあるとお聞きしております。

特に求職活動や就学あるいは資格取得などの事由につきましては、この制度が女性の社会進出を促進するといった側面を担っておりますことを踏まえますと、隣接の市町村間でその取り扱いなどが大きく異なりまして、サービス利用者に混乱が生じるようなこととなりますと困りますので、基本的な考え方とか方向性などを国で示していただいた上で、個々のケースに柔軟に対応できるといった仕組みにするべきではないかという意見が多数出てきております。

もう一点、28～29ページの認定方法に関してでございますけれども、例えばDV被害を受けた方々が住民票を動かずに転居しているケースなど、特段の事情として配慮すべき事情や事由などについて、申請手続や情報管理などの面において、あらかじめそうした事態、事例を想定しておいて整理していただければありがたいという意見も多数ございました。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、どうぞ。

○橘原委員 前回の子ども・子育て会議の資料に基づきまして、保育の必要性の認定でございますが、その必要量のところで、現行制度との関係をどう整理していくかということについて述べたいと存じます。

長時間、短時間の設定と、それに伴います保育利用料の単価等の検討につきましては、今後の予定になると承知いたしております。また、現段階におきまして、保育認定の仕組みも詰めていかなければ事業計画の策定を含めて地方自治体の準備に支障を来し、逆に公定価格の議論にも入っていけないと理解はいたしているところでございます。その上で、仮に短時間の認定が増加した場合に、施設の運営に支障を来すような制度は構築すべきではないと考えることは指摘しておきたいと存じます。

なお、参議院における附帯決議の5項目にあります短時間の認定が施設運営に支障を来さないようにすべきという趣旨のもとに、今後、公定価格を議論する際には検討される必要があることも、この時点におきまして、念のため申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

先ほど、知事会の井奥さんもおっしゃいましたが、私たち市町村の認定の責務は大変大きいというのが子ども・子育て支援法の根幹だと思っております。したがって、今日お示しいただきました資料2「保育の必要性の認定について」というのは、幅広く市町村の実情を把握して検討する必要があるということで、この間、子ども・子育て会議のみならず、できる限り市町村の声を聞き取っていただく取り組みをしてくださっています。そのことにまず感謝を申し上げたいと思います。

その上で、この会議で中心的な問題提起がされたことについて、本日、資料2で整理していただきまして、認定の現場において、これは本当に配慮すべき点とされていることが含まれています。それは、6ページの「②就労」のところで、「基本的に全ての就労を対象とする」ということから、「自営業」や「在宅勤務」などについて対象とされているということをきちんと明記していただいているということです。これは当然のことなのですが、やはりこのようなことを明記しておくということは、いわゆる自宅以外で働く勤労者の皆様と働くということの共通性を確認する意味で重要かと思えます。

また、「③就労以外の事由」の中で、「保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護」等々列挙されているわけですが、特に同居親族の介護だけではなくて、同居はしていないけれども、介護に時間を割いている対象者にも目配りをしていってはどうかという提案については、非常に現実的だと思いますし、そういうニーズがあると思います。

また、家族に障害がある場合、それが子どもでなくても大人であっても、やはり家族が介護、通所等に関わるということになりますので、年齢を問わず介護、付き添い等が必要な高齢者や障害者がある場合も配慮していく方向性は現実的だと理解しております。

そこで、このような事由の多様性というものを求職活動も含め広げていくのが子ども・子育て支援新制度の一つの大きな眼目であるとするならば、次に課題になってくるのが9ページ以降の「区分」や「保育必要量」についてです。北條委員の御発言、そういう考え方があるということは理解もし、承知もしているのですけれども、認定をさせていただく立場、これは給付に関わることなものですから、やはり一定の区分は求められてまいりますし、そのときに家庭での保育ではなく「施設での保育の必要量」については、一定の時間の区分というのは必要になってくると考えます。

そこで、以前の会議に私は「長時間」という表現よりも、例えば「標準」というのはいかがでしょうかなどと申し上げましたが、これはまだ確定ではありませんけれども、「標準的な保育時間あるいは標準的な教育の時間」と「短時間」と分けられまして、少なくとも長時間、短時間というよりは、利用される保護者の立場、子どもたちの立場からいえば、少し表現が中立的になったかなと思っています。

そこで、時間についてでございます。保育標準時間の利用、保育短時間の利用、また教育標準時間利用、あるいは1号認定の標準時間を教育標準時間というのは、趣旨が明確になっていいと思うのですが、それでは、時間の長さをどうするかというのは、私には少し

今の現実の取り組みから問題意識がございますので、発言させていただきます。

特に保育の認定時間の下限について、菅家委員も働く者の代表、立場として問題意識を持っていらっしゃるわけですが、下限時間について、例えば現行48時間で三鷹市はさせていただいているわけですが、それを仮に64時間にするのは利用制限につながるということになります。今回、認定の際、内閣府のほうでも「現状利用している人に大きな影響が出ないように」ということも一つの考え方に基準に置いていらっしゃるのですが、短時間利用の下限については、影響が出る可能性が高いと思います。就職活動中の人にも入所を認めている現状から、入所要件は各自治体の現状を尊重するとなると、広く認めるべきということになりますので、入所要件が緩和となる自治体の立場で考えますと、48時間にするのか、64時間にするのか、どちらも選べるダブルスタンダードにするのか、公定価格で区別する選択肢を標準時間、短時間だけではなくて相対的短時間でも2種類つくるのがいいのか、給付、公定価格との関係が出てまいりますので、このあたりは本当に悩ましい部分が自治体にあるということをお話しします。

入所している子どもの現状を保障するとともに、これから入所しようとしている子どもに不利益が及ばないように検討すべき難しい課題が短時間の下限のところにある。そういうことでいえば、菅家委員がおっしゃったように、余り時間で区分するのはどうかという働く側の立場からの問題提起の重みもあると思うのですが、繰り返しになりますが、認定をしなければならないという市町村の責務の重さを考えますと、一定の目安というのは必要になってまいりますので、その目安の必要性と現実のニーズとの整合性をいかに図っていくか。しかもお金の額に関わるということでございますので、そのあたりが悩ましく、問題の所在があるということをお話ししたいと思います。

最後に、「確認制度」について、情報公表の取り扱いについて整理していただいております。重大な事故情報や財務情報に加えて、利用者にとってわかりやすい内容として、第三者評価や自己評価を追加すべきとあります。これは先ほど委員の中に、規模によって評価すべきことに努力義務なのか、必須なのかということについてどのように考えていくかということも視点としてあるという御意見がありました。これは時間軸によるかもしれません。方向性としては、私はできる限り公表していくという方向性が求められていると思います。したがって、経過的な配慮はあるにしても、できる限り子ども本位、保護者本位でいろいろな情報が公表されていくということは極めて重要ではないかという問題認識を持っております。

以上です。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

まず、先ほどどなたかが保育の必要量を施設保育の必要量という言葉に変えてほしいという御意見がありましたが、しかし、保育の場は施設だけではなく訪問、在宅、居宅あり

ますので、施設と区切ってしまうのは不適切かなと思いました。

次に、情報公表の部分です。資料3 確認制度についての16ページ、最後のシート「3. 情報公表の取扱いについて」という部分です。こちらで意見を言わせていただきたいと思っています。

先ほど清原市長が、市長会を代表するお立場で情報公表の必要性というものを強くおっしゃられたというのは大変すばらしいことだと思いました。まさに自治体や都道府県が情報公表に対してきちんと取り組んでいくということが求められているということかなと思います。

特に重大な事故情報に関しては、きちんと基礎自治体が報告し、都道府県が検証するというようなことを行い、そして、それがケースとして蓄積し、業界全体で学んでいく、共感を得ていくということが必要であるということを繰り返し申し上げたいと思います。

と同時に、こちらの情報公表に関しては、都道府県知事に報告することを求めているとありますが、手段としては、ぜひともインターネットでその事業者のウェブサイトなどで公表するという方向性をきちんと検討していただきたいと思います。例えば職員が担当する子どもの数や、あるいは保有免許、常勤、非常勤の別や経験年数、勤続年数、こうしたものがその園のウェブにあり、利用者がそれを見ることによって、その質をチェックすることが起きることによって、市民がきちんと保育の質に関与するというようないい循環が生まれると思います。

基礎自治体が全ての園の質をチェックするということは不可能です。現状できていません。そうではなくて、自治体だけでなく、利用者がきちんと保育の質を見ていく。例えばこちらで担当が1人で3人と書いてあるけれども、行ってみて子どもを迎えに行ったら1人で7人見ているのではないか、これはどうしてだろうかということを中心に気づける。それがあつ種の現場の不正行為を押しとどめる、そういったインセンティブになっていくのではなからうかと思っていますので、ぜひ情報公開に関してインターネットを活用するということを明示していただきたいと思います。

同時に、ウェブ等に出すということにおいても、ある事業者はPDFで、ある事業者はそのままHTMLで書き込んでいるということであると、集計や統計をとることができません。ですから、同一のフォーマットを用いることによって、プログラムで集計が可能になります。そうすると、全国の保育所あるいは認定こども園、小規模保育等でどのような職員配置になっているのか、あるいは経験年数の平均値等々が人力でなくてきちんとしたプログラムで把握していけるということになれば保育研究も進んでいきますし、行政のほうで実態を把握するのも非常に簡便になります。

ですから、そうした意味で、ITに関する技術者等とともに、集計がしやすい、二次利用がしやすい、研究に使いやすい、そうしたフォーマットを研究していただきたいと思うわけでございます。

繰り返しになりますが、こうした現場のデータを公表すること、そしてそれを市民や利

用者がチェックすることというのは、自治体によるチェックとともに非常に重要なこと。愛する我が子を預ける、親が最も保育の質、気になる部分がございます。ですので、それをきちんと担保していくというのは情報アクセス権、国民の権利などとも思いますので、ぜひともそれを明示していただけたらと思います。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 今、御意見があった確認制度の情報公開の関連のところ、私からも一言申し上げたいと思います。

16 ページ(2)の方向性、主な検討項目のところにあります、「※学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する」と入っているのはぜひやっていただきたいと思っています。

というのも、これまで保育の世界というのは事前規制であった世界だったと思うのですが、これが今後事後規制に変わっていくというときに、この事後チェックをどういうようにきちっと過不足なく行っていくのかというところが大変重要になっていると思っています。その仕組みとして、こういった情報公開のところをきちっと使う。さらに、その評価のシステムをきちっと作り上げていくというところが大事だと思っています。ですので、赤い点々で囲んでいただいている主な意見のところにありますような重大な事故情報、財務状況については公表を行っているという方向で考えていただきたい。

また、利用者にとってわかりやすい仕組みとしての評価、システムを取り入れていく。そこに全国共通の指標を立てて比較検討ができるようにしていくというようなことも求めたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、順番にいきます。柏女委員、渡邊委員ということでよろしく申し上げます。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

今の御意見を区分とか保育必要量の関係ですが、今の議論をずっと伺っていて、少し論点の整理が必要なのかなと思いましたので、論点の整理の仕方についての提案です。公定価格の議論とも深く関わっているので、どのように考えて発言していったらいいのかというのは非常に戸惑うところです。今、委員の方々の御意見を伺っておりますと、いわば事業者側の意見、視点、認定する側からの視点、そして利用者側からの視点、それぞれが述べられていて、一つ一つ傾聴すべきだと思って聞いていたのですが、その次に、それを少し整理して、事業者側から見た場合のメリット、デメリット、認定する側のメリット、デメリット、利用者側のメリット、デメリット、少しそれを整理していく必要があるのではないかと思います。

私自身は、利用者側の視点から見たときに、利用料に応じた負担区分とか、短時間勤務者の利用の権利性の確保ということを考えると、フルタイム時間、短時間の2区分程度は必要ではないかと考えておりますけれども、それがこのやり方でいいのか、あるいは現行

のように特定保育事業等のような別制度としてつくっていくのが短時間勤務の場合はいいか、それらのこともあわせて検討していくためには、この議論も整理すべきだと思っています。

このまま短時間とフルタイムを区別しないで一律に保育が必要だという認定を行ってしまうと、現行同様、フルタイムが優先されてしまって、短時間利用者は後回しになってしまうという形になりがちだろうと思います。また、短時間勤務の人もフルタイム時間を利用するようになって保育サービスの乱用を招きかねないというようなこともあるかと思えます。また、短時間勤務利用でも利用料はフルタイムと同じ利用料になってしまって安くないというような問題も生じてきます。こうしたことを考えますと、少し議論を整理したペーパーを次回に御用意いただけるとうれしいなと思っております。

私からは以上です。

○無藤会長 非常に建設的にありがとうございます。

では、最後に渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 保育の必要性の認定の事由について、資料2の5ページに論点整理がされて、さまざまな主な意見、その対応案ということが示されておるわけですが、現状等の考え方の中にありますように、やはり基本的には現行制度があるわけでありますので、あまり柔軟性を持って判断するような形になっていくと、やはり現場が混乱する可能性があるのではないかと考えます。

そういう観点からしまして、本人の事由により判断することを基本としてはどうかということも対応案で書かれ、なおかつ調整指数によって限定したりという判断も示されているわけですが、就労の場合は別として、就労以外の場合は親族の状態によってもさまざまなケースがあるわけでありますから、保護者本人の事由ということの優先性を確保するよりも、その辺のことは、いわゆる市町村の認定の中である程度の柔軟的な幅を持たせて判断する裁量もあっていいのではないかと。余り限定的にされてしまうと、今でも恐らく現行法は各市町村ばらばらだと思うのです。特に先ほど意見があったように、年齢で区分する。65歳を過ぎてもみんな個人差がありますから、元気で80歳になっても孫を見ている人もちゃんといますし、さまざまなケースがあるわけですから、端的にそういうことはできない。しかし、私どもの町では、現場で確認しましたら、70歳を標準としてある程度判断していますということを言っていましたけれども、それが全国のそれぞれの市町村の実態だと思うのです。ですから、それらを余り限定づけてしまうと本人の事由ということと親族の状態によってさまざまなケースがあるわけですから、その辺は市町村の裁量に任せるべき、柔軟な判断も必要なのかなと考えます。

資料3 確認制度の最後のページ、先ほど清原委員からもありましたが、また榊原委員からもお話があったのですが、概要の中で情報を都道府県知事に報告することを求めているとなっております。検証しながら評価して、それを都道府県知事が受ける義務は当然のことだと思えます。しかしながら、各市町村の現場から事故や事件性のあるものについて報

告を受けても、ただ検証して都道府県だけが認知してわかっていればいい話ではないわけでありますから、我々の立場からいうとあまり言いたくはないのですけれども、やはり都道府県知事に公表の義務を課すことも大事ではないかと思えます。これは過去に榊原委員からもそういう趣旨の発言があったと記憶しているのですけれども、そのことも都道府県の立場から、我々はせつかく報告するわけですから、それを社会的な現象の一つとして公表しながら、その善後策も検討を加えながら、二度とこういう事故や事件が発生しないようにするということも社会道徳の大事な基幹の一つではないかと思えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務方から何かございますか。よろしいですか。

○橋本保育課長 若干補足をしたいと思います。

まず、今いただきました御意見の中で、最初に坂崎委員のほうから、地方裁量型認定こども園の話につきまして、どう整理するかということでございました。制度上は地方裁量型認定こども園についての制度は現行どおりという形になっておるわけですが、給付制度の中でこれを施設型給付に全体の認定こども園を一本化するという整理をする中でございますので、公定価格等々の議論の中で、こういった点は整理していくのが適切かと思っております。

あと分園制度と小規模保育の関係でございますけれども、分園制度は従来、小規模保育といった制度がない中で、比較的小規模な場所を活用して保育の需要に応じていくという一つの手段として成り立ってきたものでございます。小規模保育の制度が制度化された上で、分園制度を将来どうしていくかというところは一つの議論にはなろうかと思えますが、当面、分園制度がなくなるということでは必ずしもないだろうとは思っておりますので、その辺は実態を見ながら、さらに整理をしていくという方向ではなからうかと考えております。

子育て支援の位置づけということにつきましても御議論がございました。こういったことにつきましては、また子育て支援の関係の地域子ども・子育て支援事業の議論の中でもまた整理していただければと思っております。

菅家委員のほうから、区分を設けるということについての意義について御意見をいただきました。また、先ほど柏女委員から、この点についてもう少しメリット、デメリットを整理したほうがよいのではないかという御意見もいただいているところでございます。先ほど条文をご覧いただきましたのでおわかりのとおり、保育必要量という形で法律上書いてあるわけでございますけれども、非常に連続的な形で、うんと短い時間のものも含めた認定をした場合に、なかなか現場での対応というのも難しくなってくる。さまざまな御意見をいただく中で、新制度についての議論を整理していく過程で、大ぐくりに2区分程度の認定にしていく。より短い時間の中での対応については、一時預かりといった別途の対応をするという形で整理されていき、そういった中で国会の御質問等にもお答えしてきた

という経緯もございますので、また、この点については改めて整理してお示しをさせていただければと思っております。

北條委員から、用語についての御指摘もいただきました。この点につきまして、先ほど駒崎委員からの御指摘もございましたので、そういった点も含めて次回以降、またこちら辺の表記の仕方についてどうしていくかという点については、また検討させていただきたいと思っております。

情報公表につきまして、規模との関係はどう考えるかという御指摘もいただいたわけですが、これについても、まだ余りそういった御議論はされておられないかと思いますが、どこまで細かい情報を登録していただくのかということとの兼ね合いも出てこようかと思っております。今後の議論でそのところはまた突っ込んだ議論をしていただければと思っております。

最後に渡邊委員から、保育の必要性の認定につきましての現場のほうでの裁量に委ねるようという御意見をいただきました。当然のことながら、やはり市町村における具体的な認定の中での一定の裁量が出てくることは当然考えられるところだと思っております。その一方で、昨今の待機児童の問題等の中で、市町村によって待機の定義が違うのですとか、そういった指摘もるるなされているところでもございます。そもそも保育が必要か、必要でないかというところについての一定の線引きがある程度、全国的なものとしてあった上で、市町村の御判断でやっていただく部分もその上で考えていくという方向での議論が先ほども出されてきたかと思っております。そこら辺の兼ね合いは非常に微妙でございませぬけれども、今後さらにその辺の議論を深めていただければと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

最後に、その他ということですが、地方版子ども・子育て会議の設置状況について、事務局から御説明をお願いします。

○長田参事官 それでは、資料4「地方版子ども・子育て会議の設置状況について」、このたび都道府県の協力を得て結果を取りまとめましたので、報告を申し上げたいと存じます。

まず、ここである「地方版子ども・子育て会議」でございますが、法律上、特に「地方版子ども・子育て会議」という言葉が存在しているわけではありませんので、通称的に使用しているものでございます。法律上位置づけられているものは、条例により設置したものということで、条例設置が基本ということになっておりますが、この調査の中では幅広くに調査を行わせていただいております。

結果でございますけれども、都道府県、市区町村を通じまして全体としまして、設置済が619団体、割合にいたしまして35%、今後対応予定911団体、51%、これらを合わせますと86%というような割合でございます。会議体を置かない11団体、1%弱、方針未定248団体、14%ということになっておりますが、会議体を置かないとされているところは、見

ていますと児童人口が1,000人未満とか1,000人規模とか、そういったものがほぼ主でございます。市区町村は、政令市、中核市別の状況も整理しておりますが、さすがに政令市につきましては全て設置をいただいているという状況になってございます。

また、今後対応予定の911団体がいつごろ設置をされるのかということに関しましては、7～9月というのが550ということで最も多くなっておりますが、それぞれここに記載のとおりでございます。なお、裏面に都道府県別の設置状況につきましても、整理させていただいております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

本日の議題は以上でございます。

最後に、阪本内閣府審議官より御挨拶を頂戴したいと思います。

○阪本内閣府審議官 本日は、長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日、基本指針につきまして取りまとめいただきましたことにつきまして、厚く御礼をお願い申し上げます。

早ければ、平成27年度に予定しております子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けましては、今後も各種基準や公定価格の体系等につきまして御議論をいただくこととなります。

委員の先生方には、御負担をおかけすることになりますが、国としても新制度の円滑な施行に向けまして最大限の努力をしてみたいと思いますので、引き続きお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次回の日程について、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回、第6回目の会議になりますが、少し先になりますが、9月13日9時半～12時ということで予定しております。詳細はまた改めて御連絡申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、第5回「子ども・子育て会議」を終了いたします。

お疲れさまでした。

～ 以上 ～